

令和3年度第6期

広島積極ガード店ゴールド認証店以外の店舗用

対象エリア内（広島市，東広島市，府中町，海田町）において，飲食店営業許可証「1類」又は「3類」で，屋内に常設の飲食スペースを設けている店舗ですか。
※令和3年6月1日以降に更新で許可証を取得した場合，更新前の許可証が飲食店営業許可「1類」又は「3類」であれば，対象となります。
※令和3年6月1日以降に新規で「飲食店営業」許可証を取得した場合，屋内に常設の飲食スペースを設けていれば，対象となります。

いいえ

対象外

はい

要請前に「酒類の提供」を行っていましたか。

いいえ

対象外

はい

要請前に「20時から5時までの間に営業（閉店時間が20時以降）」を行っていましたか。

いいえ

対象外

はい

「広島積極ガード店ゴールド」の認証を取得していますか。

いいえ

対象

※協力支援金の申請期限までに，感染防止の取組を行い「広島積極ガード店」の申請・登録を行ってください。

はい

広島積極ガード店ゴールド認証店用のフロー図にお進みください。

補足（20時ジャスト閉店）

広島積極ガード店ゴールド認証店以外の店舗用

要件（抜粋）

- ・要請前に「酒類の提供」及び「20時から5時までの間に営業を行っていること（閉店時間が20時以降であること。）」の両方を満たしていること。
- ・時短営業を行う場合は，20時までの営業（酒類の提供は11時～19時30分）とすること。

要請前に「酒類の提供○」，「閉店時間が20時ジャスト○」の両方を満たしている。

○休業

○時短（20時閉店）

酒類の提供が19時30分まで＝30分の短縮

※休業，時短の協力内容に関わらず，要請前に20時以降に営業を行った証明書類が必須です。